

みなし譲渡所得課税の非課税措置における承認特例について(イメージ)

- 国立大学法人等が所轄庁の確認を受けた基金に現物の寄附資産を組み入れた場合、①基金内での他資産への買換えが可能になるとともに、②税務署への非課税承認申請後、1月以内に承認がなされない場合は、承認があったものとみなされる。
- 既に租特法40条の規定の適用(承認特例を除く。)を受けた寄附資産についても、基金に組み入れた場合には基金内での他資産への買換えが可能(事前に税務署への届出が必要。)

◆国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構、国立研究開発法人(国由来のもの))の場合

